

美波町公告第 6 号

町有財産(物品)の売払いについて、次のとおりインターネット公有財産等売却システムによる一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年5月18日

美波町長 影治信良



1 一般競争入札に付する物件

以下の町有財産(物品)を入札に付し、売り払う。

・予定価格とは、あらかじめ美波町が定めた最低売払価格をいう。

物件名(物品)

No	物件名	予定価格
1	消防自動車 1996年式 走行距離約6,037km	37,300
2	消防車用大型赤色回転灯赤灯・パトランプ スピーカー付 OSAKA S.S SIREN 2セット	373
3	超激レア 鉄製投票箱 昭和レトロアンティーク	373

2 参加資格者 個人及び法人で以下に該当する者を除く。

(1) 地方自治法施工令第167条の4第1項又は第2項各号に該当する方。

(2) 日本語を完全に理解できない方。

(3) 美波町が定める美波町インターネット公有財産売却に関する誓約書、美波町インターネット公有財産売却 ガイドライン及びYahoo!オークションに関する規則・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方。

3 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム
の画面上で参加仮申込みなど一連の手続きを行うこと。

4 売買契約条項を示す場所

インターネット上(Yahoo!オークション)

美波町ホームページより閲覧

<https://www.town.minami.lg.jp/docs/205.html>

5 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場 所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 令和2年6月29日(月)午後1時

～ 令和2年7月6日(月)午後1時

(3) 開 札 令和2年7月6日(月)午後1時

6 入札の方法

- (1) ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、3の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとします。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。

(3) 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

- (4) 落札者が、美波町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は美波町に帰属する。

8 次に掲げる入札は無効とする。

入札に参加する資格のない者及び入札及び美波町インターネット公有財産売却ガイドライン違反した入札。

9 契約金の支払

落札者は、売却代金の納付期限までに指定された納付方法により売却代金の全額を一括で納付すること。なお、売却代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。

10 その他

見学会は行いませんが、見学することは可能です。希望される方は、お問合せ先までご連絡下さい。